

# R6 年度 姫路市老朽空家対策補助金交付制度について

姫路市では、老朽空家の解消を促進し市民の安全と安心を確保するために、老朽空家の解体撤去費用の一部を補助する制度を実施しています。

## 補助制度の概要

### 1 補助区分

- (1) 姫路市内全域が対象の**老朽危険型**（自治会及び個人向け）
- (2) 市街化調整区域内の特別指定区域内が対象の**建替え型**（個人向けのみ）

### 2 補助対象者

- ・自治会：姫路市内の自治会
- ・個人：次の何れかに該当される方で、姫路市税の滞納のない個人に限ります。
  - ・老朽空家の所有者
  - ・老朽空家の所有者の相続人
  - ・老朽空家がある土地の所有者
  - ・上記のいずれかと同等と認めるもの（法人その他の団体は対象外です。）

### 3 補助対象建築物

姫路市内にある老朽危険空き家で、下記の要件をいずれも満たすと姫路市が判定したものです。判定を受けて補助が決定した後に、工事着手が可能となります。

- ・ 姫路市内にある、概ね 1 年以上使用されていない建築物
- ・ 一戸建ての住宅で、過半が居住のために使用されていたもの
- ・ 老朽化の程度の基準を満たすと判定されたもの
- ・ 老朽化により敷地周辺に及ぼす危険性が著しいもの
- ・ 所有権以外の抵当権などが設定されていないこと
- ◎ **建替え型の場合、跡地に新築の一戸建ての住宅等の建築予定があること。**

### 4 工事施工業者および見積業者

解体撤去工事の工事施工業者や見積業者については、下記の要件をいずれも満たす業者です。

- ・ 建築工事業、土木工事業又は解体工事業の何れかの建設業法の許可を受けている。
- ・ 姫路市の工事登録業者又は姫路市内に本社・本店が所在する業者。

### 5 補助金の額

自治会向け：解体撤去費用の 2 分の 1 以内（上限 100 万円）

個人向け：解体撤去費用の 3 分の 1 以内（上限 50 万円）

※残置物や樹木の撤去、官公庁への手続き費用等は上記「解体撤去費用」に含まれません。

補助の内容や手続きにつきましては、下記までご連絡ください。

[お問い合わせ先] 〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市都市局公共建築部 住宅課 住宅政策担当

電話：079-221-2642

ファクス：079-221-2639



# 姫路市老朽空き家対策補助金 よくある質問

(令和 6 年 4 月作成)

## 1 補助区分に関すること

	質問	答え
1	「老朽危険型」とは、何ですか。	令和 4 年度まで補助対象としていた老朽危険空き家を解体する補助区分です。補助条件等に変更はありません。
2	令和 5 年度から追加された「建替え型」とは、どんな補助条件ですか。	市街化調整区域内の特別指定区域において、危険な状態に迫っている空き家を除却し、かつ、跡地に住宅等の用途の建築物を新築する場合が条件となります。なお、空き家の老朽度に関する条件は緩和され、不良住宅と認定されたものとなります。
3	「建替え型」について、自治会が申請者になれますか。	跡地に住宅等を新築することを条件としているため、自治会は申請者になれません。
4	「特別用途地域」とは何ですか。	市街化調整区域内にある姫路市特別指定区域指定等に関する条例に基づいて指定された区域のことです。
5	空き家が建っている敷地が、特別指定区域かどうか知りたい。	姫路市都市局まちづくり指導課の HP で、確認できます。

## 2 補助対象者に関すること

	質問	答え
1	登記上亡くなった親の名義のままになっている空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか。	相続人であれば申請することができます。ただし、申請者以外に相続人等がいる場合には、その方全員の同意書、または申請者による誓約書の提出が必要となります。また、相続人であることを確認するため、戸籍謄本をご用意していただく必要があります。
2	入院している親の名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか。	建物所有者である親御様を申請者としてください。その上で、申請者の親御様からお子様等に申請手続きを委任することができますので、代理者として手続きを行ってください。手続きを委任する場合は、「委任状」を提出してください。

3	市内に空き家を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか。	空き家の所有者・相続人であれば、市外に居住されている方でも申請できます。ご自身で申請手続きを行うことが困難な場合には、代理者に委任することができます。 手続きを委任する場合は、「委任状」を提出してください。
4	法人が補助金を申請することはできますか。	自治会以外の法人は、申請できません。
5	「自治会型」とはどのような申請区分ですか。	自治会の会長名で申請を行い、工事契約や代金の支払い、補助金の受領等の全てが自治会長名となる申請区分です。
6	「自治会型」で申請する場合、空き家の所有者は自治会または自治会長にしておく必要はありますか。	その必要はありません。あくまでも、補助金の申請者が自治会長というだけです。
7	土地を、他人に貸し、その方が家を建てたのですが、亡くなってしまい、お子さんもしらっしやらず相続人がいないようです。土地所有者の私が申請することはできますか。	補助金要綱上は可能です。ただし、建物所有者の相続人の有無については、司法書士等の専門家に相談することをお勧めします。

### 3 対象建築物に関すること

	質問	答え
1	「老朽空家」とは、どのような建物ですか。	長期間空き家となっており、老朽化によって周囲に危害を与えるおそれがある建物をいいます。具体的には、構造体（柱梁の傾斜や基礎の破損）、屋根（瓦のズレや雨漏り）、壁（仕上げの腐朽や下地の露出）、床（腐朽）の全ての部位で老朽度が確認できる状態です。
2	所有している空き家は、補助の対象となりますか。	対象建築物になるか否かについては、職員が現地調査により判断いたします。ただし、空家の現状（内部・外部とも）を把握された上で、住宅課までご相談いただければ、対象建築物になる可能性があるか検討致します。 なお、補助の申請をする際には「老朽空家調査申請書」により、補助対象となるかどうかの判定を受けていただく必要があります。建物内部を写真撮影する必要がありますので、お立ち会いをお願いします。

3	築 70 年の空き家です。補助対象となりますか。	築年数は関係ありません。また、何年以前の建物でないと対象ならない、といった制限もありません。補助の対象になるか否かは、建物の老朽化等の状況により判断いたします。
4	建物の構造や用途に制限はありますか。	建物の構造に制限はありません。ただし、構造により判断基準が異なります。(丈夫とされている RC 造や鉄骨造の基準は、木造よりやや厳しいです。) また、用途は一戸建ての住宅を対象としています。なお、長屋住宅や店舗付住宅などは、対象となる場合がありますのでご相談ください。
5	建物が老朽化していますが、道路や隣地まで距離があります。補助の対象となりますか。	建物周辺の状況によっては、補助の対象にならない場合があります。
6	空き家の一部を残して解体撤去する工事は、補助の対象となりますか。	空き家の一棟全てを解体撤去する工事を対象としています。部分的な工事は対象となりません。
7	離れ(別棟)の倉庫だけを解体したいのですが、補助の対象となりますか。	解体する建物だけに注目した場合、用途は倉庫となり、居住部分がないので、補助対象となりません。
8	母屋と一緒に離れの倉庫も解体したいのですが、補助対象となりますか。	母屋の附属建物であれば、補助対象となります。
9	将来的に解体する予定の建物について、判定だけ受けておくことは可能ですか。	補助申請は、補助の対象となる判定を受けてから速やかに申請してください。令和 7 年度以降、補助対象の条件が変更となった場合は、判定を受け直していただく場合もあります。なお、老朽危険空家の状態のまま放置された場合は、安全対策措置などの指導の対象となる場合があります。
10	「老朽危険型」の対象建築物にならないと判定されました。しばらく放置していても大丈夫ということですか。	いいえ、違います。「老朽危険型」の対象となる空き家は、全体的に老朽化した非常に危険な空き家のみとなります。補助の対象とならなかった場合でも、危険度が高く、安全というわけではないので、放置してはいけません。所有者等の責任を果たしてください。

#### 4 対象工事に関すること

	質問	答え
1	解体中や既に解体が終わっている工事は、補助の対象となりますか。	対象となりません。 工事契約及び工事に着手する前に申請を行い、補助金の交付決定を受ける必要があります。
2	いつまでに解体すればいいですか。また、工事の着工日に期限はありますか。	工事完了届を、申請する年度の1月末までに提出する必要があります。必要書類を用意する関係上、解体工事は、申請した年の12月末までに終了するように計画してください。 また、工事着工日は、補助金の交付決定後であれば、いつでも構いません。
3	解体する時期が決まっていないのですが、補助申請はできますか。 また、補助金の交付決定を受けた場合、次年度に持ち越せますか。	申請については、制度上は可能ですが、できるだけ多くの方に補助金を利用して頂きたいので、解体時期が全く決まっていない場合、申請はご遠慮願います。 また、補助金の交付決定を受けた場合、次年度への持ち越しはできません。同一年度の1月末までに工事完了届を提出できない場合は、補助金の交付はできません。工事中止届を提出してください。
4	空き家の解体撤去と合わせて行う、樹木の撤去工事も補助の対象となりますか。	対象となりません。 また、空き家以外の地下埋設物や家財の搬出処分費、書類作成費用等も対象となりません。
5	空き家解体後の整地も補助の対象となりますか。	跡地の適正保全のため最低限必要な程度で、解体撤去工事に含まれる整地は、補助の対象となります。砂利敷きや防草シートの敷設等は、補助の対象となりません。
6	自分で行う解体撤去工事は、補助の対象となりますか。	申請者自身が行う工事は対象となりません。 申請者と工事業者との間で請負契約を交わし、工事代金の支払いが行われた工事について補助します。
7	「老朽危険型」において、補助を受けた解体撤去後の跡地利用について、制限はありますか。	跡地利用について制限はありませんが、適正な維持管理をお願いします。 なお、建物を解体撤去することで土地の固定資産税が上がる場合があります。詳しくは姫路市資産税課（電話 079-221-2275）までお問い合わせください。

## 5 工事施工業者や見積業者に関すること

	質問	答え
1	工事の施工業者や見積業者の要件はありますか。	工事の施工業者や見積業者の要件は、次の①と②、両方を満たす必要があります。 ①建設業法上の建築工事業、土木工事業、解体工事業のいずれかの許可を受けていること ②姫路市登録業者若しくは姫路市内に本社又は主たる事務所を有する業者であること また、姫路市暴力団排除条例により、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者が行う工事は、補助の対象となりません。
2	業者の要件は、施工業者だけ満たせばいいですか。	いいえ。見積業者についても要件を満たしておく必要があります。
3	建設業法上の許可について、「とび・土工」でも構いませんか。	いいえ。建設業法の改正により、現在は「とび・土工」の許可で解体工事はできません。
4	見積をA社・B社の2社にさせていただいたのですが、A社の方が見積額は高かったのですが、担当者の感じが良かったので、そちらと契約したいと思っています。よろしいでしょうか。	いいえ。見積の最低額を提示した業者と契約してください。
5	どの工事業者に頼んだらよいか分かりません。 市から業者を紹介してもらえますか。	市が特定の業者を紹介することはできません。 お手数ですが、インターネット等でお調べの上、申請者にて選定をお願いします。 参考に、ひょうご空き家対策フォーラムの空き家の総合相談窓口(電話 078-325-1021)などをご利用ください。また、姫路市契約課のホームページで、業者登録を受けている「入札参加資格者一覧」がご覧になれます。

## 6 補助金の額に関すること

	質問	答え
1	補助金の額の算出方法を教えてください。	補助金の額は、補助対象工事に要する経費の2分の1に相当する額もしくは3分の1に相当する額となります。 【例1】地域の自治会の場合 対象工事費用が200万円の場合、2分の1は100万円となるので、補助額は100万円です。 【例2】老朽危険空家の所有者の場合 対象工事費用が200万円の場合、3分の1は66万6千円（千円未満切り捨て）となるが、補助の上限は50万円のため補助額は50万円です。
2	母屋と合わせて、別棟の物置も解体します。2棟あるので補助金の上限は100万円となりますか。	1申請で補助できるのは、1棟分のみとなります。また、一度補助金を受けた敷地は、今後本補助金の申請はできません。
3	個人向けの補助金申請を検討していますが、業者から150万円の見積額が提示されました。この場合、補助金は50万円ですよろしいでしょうか。	補助金は、見積額の3分の1ではなく、補助対象工事に要する経費3分の1に相当する額となります。見積書の詳細を見ないと判断できません。また、延床面積1㎡当たりの工事費の最大額も定められているため、見積額から単純計算しないでください。

## 7 手続きに関すること

	質問	答え
1	補助に関する相談や申請窓口はどこですか。	市役所本庁舎5階の住宅課です。 （電話 079-221-2642） 各事務所・支所では受付けておりませんので、お手数ですが住宅課までご連絡をお願いします。
2	老朽空家調査の申請から解体撤去工事に着手できるまで、どれくらいの期間が必要ですか。	空家調査の申請から工事に着手が可能となる補助金の交付決定まで、1か月程度必要です。
3	補助金の申請書類は、どこで入手することができますか。	住宅課で配布しております。また、姫路市のホームページからもダウンロードすることができます。



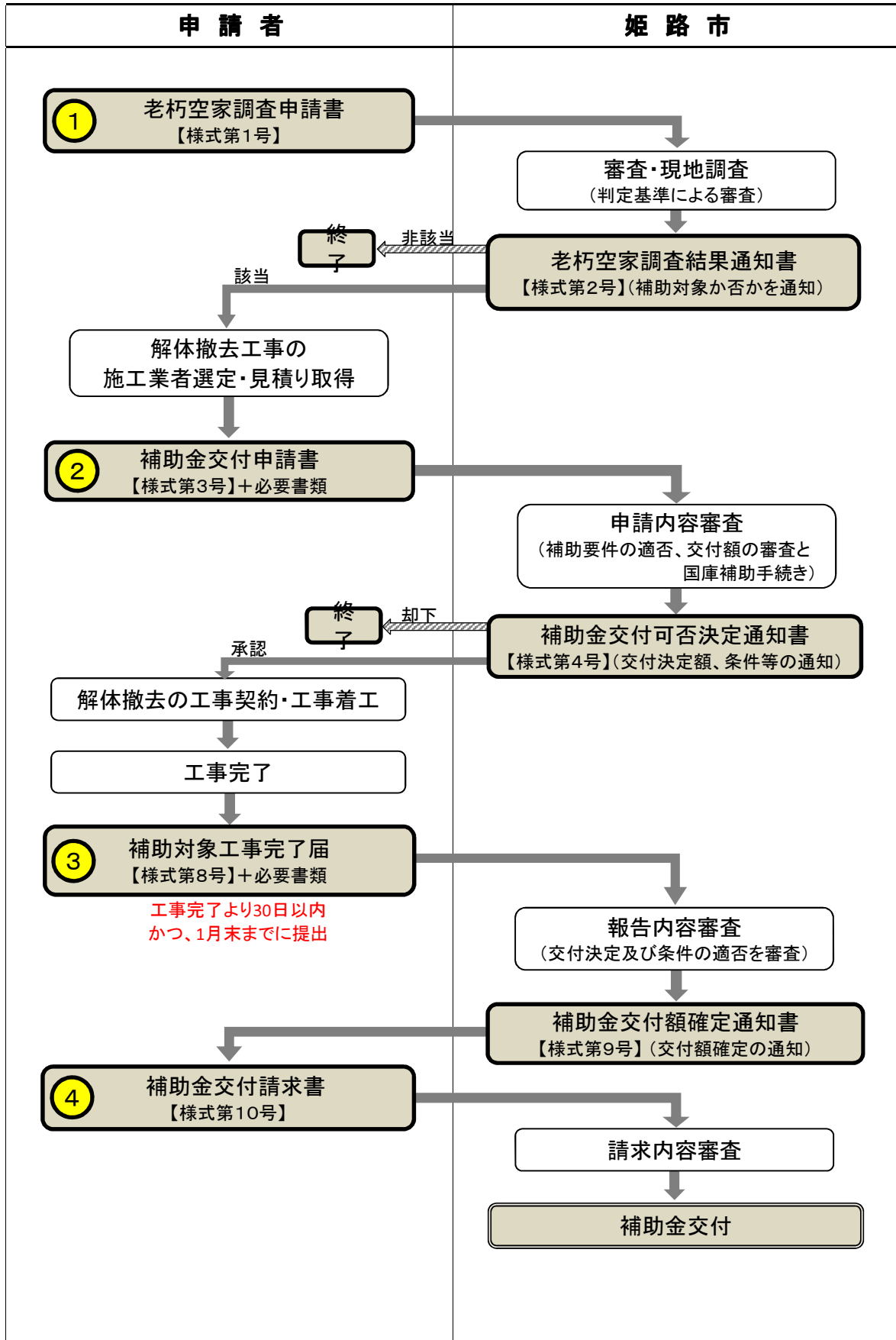
4	申請書以外に必要となる書類はありますか。	申請書の様式に必要となる書類を記載しておりますが、所有者と申請者の関係などにより追加書類が必要となる場合がありますので、住宅課までご相談ください。
5	申請等の手続きは工業者に代行させることはできますか。	工業者やご親族など申請者以外の者に、申請等の手続きを委任することができます。委任する場合は、「委任状」を提出してください。委任状の参考様式をご確認ください。
6	郵送での申請はできますか。	原則として、窓口へ持参していただくこととしていますが、遠方にお住いの方等であれば、郵送による申請も受けております。ただし、書類の訂正等があった場合の修正等も郵送対応となると、補助金の交付決定までの期間が通常の1か月より長くなってしまう場合があります。申請等の手続きは、委任することができますので、お急ぎの場合は、業者等に委任することを検討してください。
7	空家の現地調査や補助金申請の受付に申請期限はありますか。	工事完了届を、申請する年度の1月末までに提出する必要がありますので、逆算すると遅くとも11月下旬までに補助金申請書を提出する必要があります。なお期限前であっても、予算の上限に達した場合は終了となります。また、次年度以降の補助金申請を検討されている方のための現地調査は随時受け付けております。
8	空き家を2名で共有しています。連名で申請できますか。 また、補助金はそれぞれに支払われますか。	連名での申請はできません。他の共有者の同意を得て代表者の方を決め、申請手続きを行ってください。 また、補助金についても、分けて支払うことはできません。代表者が工業者と契約して解体撤去工事を行い、補助金の請求や受取りをしてください。 費用分担等については、共有者間で事前にご協議ください。
9	配置図・平面図がないのですが、どうすればいいですか。	参考にあるように、単線の図面で構いません。延床面積を求めることができれば問題ないので、手書き等でも問題ありません。また、見積業者に作成を依頼される方も多くいらっしゃいます。

10	業者に作成してもらった見積書の延床面積が、2社で異なります。構いませんか。	いいえ。補助金申請書の延床面積欄、平面図の延床面積、2社の見積書の延床面積は、全て一致させてください。
11	登記上の床面積と、業者の見積書の延床面積等が異なります。問題ありませんか。	登記と実際の建物の延床面積は、必ずしも一致しているわけではないですので、問題ありません。実際の延べ床面積に合わせ、平面図や見積書を作成してください。
12	業者に作成してもらった見積書に、補助の対象とならない「家財の搬出」等の項目も含まれています。見積を再度作成していただく必要があるでしょうか。	その必要はありません。 職員が補助金を算定する際に、補助の対象とならない項目の金額を除いて補助金を算定します。 ただし、「木造平屋建ての解体撤去工事（家財の搬出を含む）」のように、補助の対象とならない項目の工事金額が不明な場合は、再提出をお願いする場合があります。
13	解体予定の空き家は、親の名義となっていますが、解体業者とのやり取りや工事代金の支払いは、子である私が行う予定です。解体業者との契約等は、私の名前で問題ありませんか。	原則、申請者である建物名義人の方のお名前で、工事契約等をしていただく必要があります。
14	片方の業者（契約予定ではない業者）に建設業法上の許可書のコピーをもらい忘れしました。契約予定ではないので依頼しにくいのですが、やはり許可書は必要でしょうか。	当該業者が建設業法上の建築工事業、土木工事業、または解体工事業のいずれかの許可をもっていることが確認できれば許可書のコピーは不要です。国土交通省のHPで、建設業法上の許可の有無を検索できるページがあるので、そちらのページを印刷したもので構いません。
15	業者に建設業法上の許可書を求めたら、「うちは許可が不要な工事金額の解体しか請け負っていないので、解体の許可書はないが、合法である。」と言われました。この場合は、許可書は不要でよろしいでしょうか。	いいえ、必要です。 本補助金を交付する要件として、請負金額が低い場合でも、建設業法上の許可を取得している業者に施工していただく必要があります。申し訳ないですが、要件を満たす他の業者をお探しください。
16	市外に住んでいる場合、「姫路市税の滞納がないことを証する書類」は必要ですか。	固定資産税や都市計画税も市税に該当しますので、姫路市外にお住いの場合でも、これらの税金の納税義務者の場合は提出が必要です。
17	委任を受ける者（受任者）に条件はありますか。	特に条件はありません。書類の訂正や追加を信頼して依頼できる方に委任してください。

18	工事中、内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか。	補助金額に変更がないか確認が必要となりますので、変更手続きが必要となります。速やかに市の担当者にご相談ください。
19	補助金はいつ支払われますか。	解体撤去工事が完了した後、工事代金の領収書など必要書類を提出していただき、補助申請内容と同じであることを確認します。その後、補助金支払いの手続きを行い、申請者にお支払いします。
20	補助金の対象と判定していただきましたので、予算は確保していただけるのでしょうか。	老朽空家調査をただけでは、補助金の交付を確定するものではありません。添付書類をそろえたうえで、補助金申請書をご提出願います。



# 姫路市老朽空家対策補助金 手続きの流れ





■老朽空家調査申請



①申請書

様式第1号 老朽空家調査申請書

	申請書 記入欄	備考
<input type="checkbox"/>	日付	・市役所に書類を提出する日を記入。
<input type="checkbox"/>	申請者 住所 氏名 連絡先	・申請者は、連名とすることは不可。どなたか代表の方を申請者として記入。 ・連絡先は、電話番号を記入。
<input type="checkbox"/>	申請の区分	・当てはまるものを○で囲むこと。
<input type="checkbox"/>	建物の所在地	・空き家の住所を記入。(できる限り地名地番を記入すること。)
<input type="checkbox"/>	建物の構造・規模	・構造は、木造や鉄骨造と記入。
<input type="checkbox"/>	土地及び建物への立入りについて	・申請者本人が所有者である場合も、記入が必要。

②添付書類

なし





## 老朽空家調査申請書

年 月 日

(宛先)姫路市長

申請者 住 所

氏 名 (名称及び代表名)

連絡先

姫路市老朽空家対策補助金の交付申請を行いたいので、姫路市老朽空家対策補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

### 記

申請の区分	自治会型 ・ 個人 (老朽危険) 型 ・ 個人 (建替え) 型
建物の所在地	姫路市
建物の構造・規模	構造： 造 ・ 規模：地上 階建て
土地及び建物への立入りについて	土地及び建物への立入りについて承諾します。 土地所有者 (複数の場合は代表者) 住所 氏名 建物所有者 (複数の場合は代表者) 住所 氏名



■補助金交付申請

①申請書

様式第3号 補助金交付申請書

	申請書 記入欄	備考
<input type="checkbox"/>	日付	・市役所に書類を提出する日を記入。
<input type="checkbox"/>	申請者 住所 氏名 連絡先	・申請者は、連名とすることは不可。どなたか代表の方を申請者として記入。 ・連絡先は、電話番号を記入。
<input type="checkbox"/>	申請の区分	・当てはまるものを○で囲むこと。
<input type="checkbox"/>	建物の所在地	・空き家の住所を記入。(登記等と統一させ、地名地番を記入。)
<input type="checkbox"/>	建物の構造・規模	・構造は、木造や鉄骨造と記入。
<input type="checkbox"/>	建物の延床面積	・平面図による延床面積、見積書の延床面積と同じ値とすること。不整合の場合は、受付不可。
<input type="checkbox"/>	補助対象工事予定	・着工は、申請から1か月程度先の日付とすること。 ・終期は、申請した年の12月31日までとすること。

②添付書類

	書類	備考
<input type="checkbox"/>	位置図 (付近見取図)	・建物の場所、位置が特定できること
<input type="checkbox"/>	配置図、平面図 (延床面積が確認できるもの)	・解体撤去建物の延床面積が算出できること (寸法、計算式等の根拠を記載) ・申請書の「建物の延床面積」欄、見積書の延床面積と同じ値とすること。不整合の場合は、受付不可。 ・確認申請図面、登記簿の附図、家屋調査表の平面見取り図のコピーでも可
<input type="checkbox"/>	現況写真	・2面以上で、建物の全景と建物周囲 (道路、隣地) の状況が確認できること ・A4用紙に貼り付け、平面図に撮影方向が分かるように写真番号・矢印 (→) を記入
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 (土地・建物)	・建物に所有権以外の権利が設定されていないこと ・所有者が申請者と異なる場合は、所有関係を証明する書類 (戸籍等) が必要 ・未登記の場合は、記載事項証明の [資産証明] (主税課発行) が必要
<input type="checkbox"/>	建物所有者の同意書 【別記様式第1号】	・補助申請者が建物所有者と異なる場合に提出。 ・所有者・相続人が複数の場合は、全員分必要。 ・別記様式第3号の誓約書を提出する場合は不要。
<input type="checkbox"/>	土地所有者の同意書 【別記様式第2号】	・補助申請者が土地所有者と異なる場合に提出。

申請者用チェックリスト

<input type="checkbox"/>	代表者による誓約書 【別記様式第3号】	・所有者等の全員の同意が得られない場合に提出。
<input type="checkbox"/>	暴力団排除の誓約書 【別記様式第4号】	・申請者全員が提出。
<input type="checkbox"/>	解体撤去工事の工事見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2者以上（工事施工者＋他1者）※市外業者の場合は、姫路市の建設工事業者登録を受けていること（姫路市契約課ホームページ参照）</li> <li>・宛名（申請者名）と工事場所（地番まで）の記入があること</li> <li>・申請書の「建物の延床面積」欄、平面図による延床面積と同じ値とすること。不整合の場合は、受付不可。</li> <li>・内訳項目は簡潔にして、補助対象費用が明確に判別できること</li> <li>・家財処分、植栽撤去処分、官公庁への手続き・届出費用などは補助対象外となるため、項目を分けて記載すること。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	建築工事業、土木工事業又は解体工事業の許可書の写し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積もり取得先の2者分</li> <li>・許可書が有効期限内となっていること</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	老朽空家調査結果通知書(様式第2号)の写し	・補助金の交付対象となり得る老朽空家である旨の結果通知書
<input type="checkbox"/>	姫路市税の滞納がないことを証する書類 ※個人向けのみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の納税義務者欄は、補助金の申請者名</li> <li>・姫路市税の未納がないことを証明する納税証明書（主税課発行 ※年度別の証明書ではない）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	補助対象建築物の跡地に新築する住宅等の建築確認済証の写し（個人（建替え）型のみ）	・補助対象建築物である空家と同一敷地に新築する住宅等であること。
<input type="checkbox"/>	委任状	・代理者に申請を委任する場合
<input type="checkbox"/>	自治会が実施する旨を決定したことを証する書類 ※自治会向けのみ	・自治会の総会、役員会等の議事録等の写し
<input type="checkbox"/>	相手方登録申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金受領時の口座登録の申請書</li> <li>・個人型の場合は【個人用】、自治会型の場合は【業者登録以外の団体用】</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	その他、必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議による必要書類</li> <li>・戸籍謄本（相続人の場合）</li> <li>※出生から現在まで全て。ただし、「代表者による誓約書」を提出する場合は、被相続人（元の所有者）と申請者に相続関係がわかる範囲のみで構いません。</li> </ul>

**注）延床面積が80㎡を超える建築物を解体する場合は、別途、工事着工7日前までに建築指導課に「建設リサイクル法による届出」を行なう必要があります。**

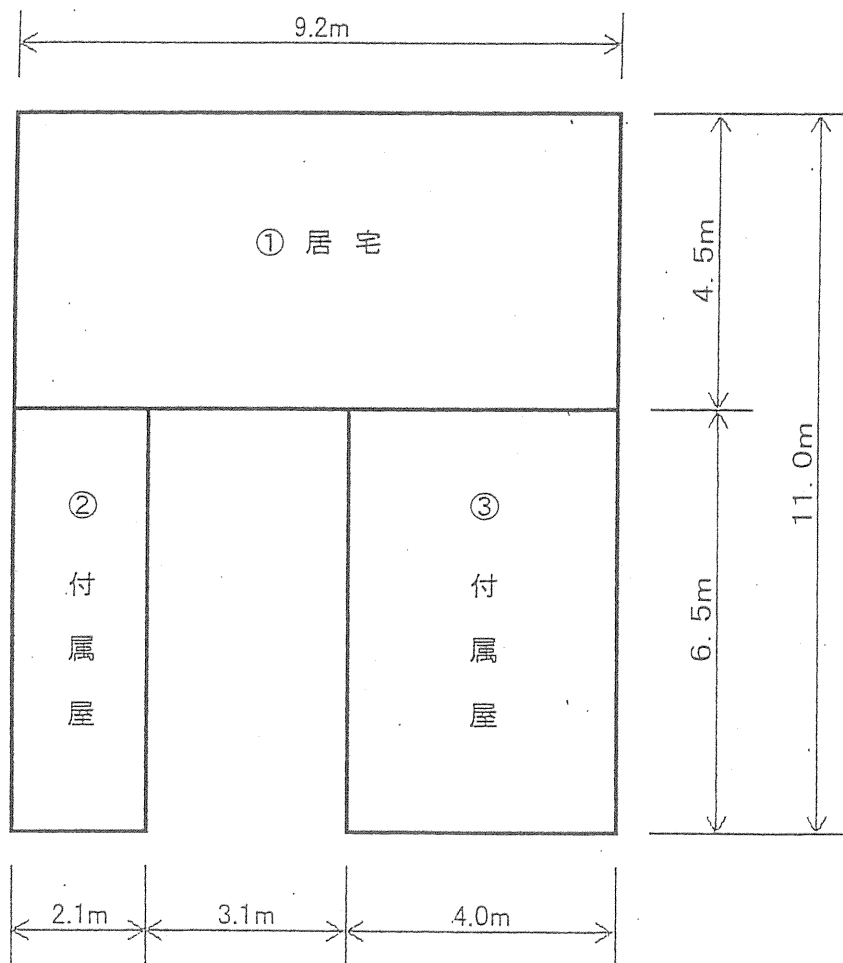
**注）その他、他法令による届出等が必要な場合がありますので、お気を付けください。**





# 参考

## 配置図 及び 平面図



### 計算式

①  $9.2 * 4.5 = 41.4$

②  $2.1 * 6.5 = 13.7$

③  $4.0 * 6.5 = 26.0$

合計  $81.1\text{m}^2$  ( $81.1 / 3.30578 = 24.5$ 坪)

1坪 =  $3.30578\text{m}^2$





## 同意書

年 月 日

申請者 住所

氏名

建物の所在地 姫路市 \_\_\_\_\_

### 建物所有者欄

私は、姫路市老朽空家対策補助金交付要綱第3条の規定により、上記申請者が、上記の所在地に存する私が所有する建物を解体撤去することに同意します。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 解体撤去しようとする建物が不良住宅である状況について
- (2) 解体撤去工事の時期、方法について
- (3) 姫路市老朽空家対策補助金交付要綱について

上記の説明を受けた日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

建物所有者の住所 \_\_\_\_\_

建物所有者の氏名 \_\_\_\_\_

連絡先（自宅・勤務先・携帯）

電話番号 \_\_\_\_\_

※補助申請者が建物所有者と異なる場合に、建物所有者から解体撤去の同意を得る書類



## 同意書

年 月 日

申請者 住所

氏名

建物の所在地 姫路市 \_\_\_\_\_

### 土地所有者欄

私は、姫路市老朽空家対策補助金交付要綱第3条の規定により、上記申請者が、上記の私が所有する土地に存する建物を解体撤去することに同意します。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 解体撤去しようとする建物が不良住宅である状況について
- (2) 解体撤去工事の時期、方法について
- (3) 姫路市老朽空家対策補助金交付要綱について

上記の説明を受けた日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

土地所有者の住所 \_\_\_\_\_

土地所有者の氏名 \_\_\_\_\_

連絡先（自宅・勤務先・携帯電話）

電話番号 \_\_\_\_\_

※補助申請者が土地所有者と異なる場合に、土地所有者から解体撤去の同意を得る書類



## 誓約書

年 月 日

(宛先)姫路市長

申請者 住所

氏名

印

年度姫路市老朽空家対策補助金について、私が（所有者・相続人）の代表者となり、下記建物にかかる申請その他の手続きの一切を行います。

万が一、他の（所有者・相続人）からの異議や紛争等があった場合は、私が責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

建物の所在地 姫路市

建物所有者名 \_\_\_\_\_

所有者との続柄 \_\_\_\_\_

注意 押印は実印とし、印鑑証明を添付して下さい。



別記様式第4号（暴力団排除）

誓 約 書

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、姫路市長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長が警察署長に下記1に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

記

- 1 暴力団（条例第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- 2 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその受注者としないこと。
- 3 上記1のほか、この契約書及びこの契約に係る別添の「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の姫路市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年 月 日

姫路市長 様

申請者 住所

氏名

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号） 抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 省略

（市の事務及び事業における措置）

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。





見本

令和〇年〇月〇日

御見積書

〇〇町自治会 代表〇〇〇〇 様

申請者のフルネームを記入してください

下記のとおり御見積申し上げます。

税込み合計金額

申請書に記載の住所を記入してください

工事名称 〇〇町 家屋解体工事

工事場所 姫路市〇〇町△△丁目□□番地

工事概要 家屋解体工事一式

番号	名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	直接仮設工事					
	外部枠組単管1本足場	1.0	式			
	災害防止 防音シート張り	1.0	式			
	仮設材運搬	1.0	式			
	計					
2	住宅本体除却工事					
	木造上屋解体	70.41	延床m <sup>2</sup>			積込・運搬・処分まで
	建物外周土間撤去	30.0	m <sup>2</sup>			積込・運搬・処分まで
	計					
3	その他工事					
	植栽撤去 処分共	1.0	式			
	残材撤去・処分 (廃家電、家具等の不要品)	1.0	式			
	解体後整地	95.4	m <sup>2</sup>			
	計					
	重機回送費	1.0	式			
	諸経費	1.0	式			
	合計	1.0	式			
	消費税相当額					
	総合計					

調査申請書の「延べ面積」と同一値にしてください



(見本)

平成30年 月 日

(株) [redacted]

[redacted] 様

兵庫県知事 [redacted]

一般 建設業の許可について (通知)



平成 年 月 日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許可番号 兵庫県知事 許可( ) 第 号  
許可の有効期間 平成30年 月 日から平成35年 月 日まで  
建設業の種類

土木工事業  
舗装工事業  
とび・土工事業  
解体工事業

業種に注意

有効期限に注意

注) 許可の更新申請を行う場合に該書類提出期限は、平成35年 月 日  
(この日が更新が行政を行う休日に該当する場合は、直後の開庁日)





# 納 税 証 明 書

納税義務者	住所	
	氏名	

見 本

上記の者の市税につき、未納がないことを証明します。

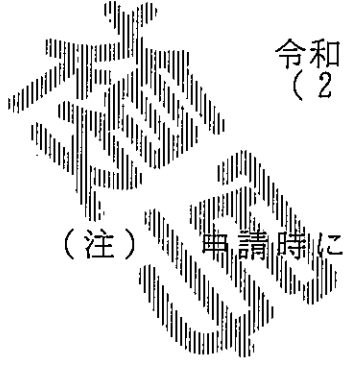
参考賦課情報	市県民税	課税なし 申告なし
	固定資産税	課税あり

令和 元年 7月 8日  
(2019年)

兵庫県姫路市長



(注) 申請時において確認できる市税に限ります。





## 委任状

私は、都合により \_\_\_\_\_ を受任者と定め、次の建物の解体撤去工事について、姫路市老朽空家対策補助金に関する申請その他の手続きを委任します。

建物の所在地 姫路市 \_\_\_\_\_

受任者の住所 \_\_\_\_\_

受任者の氏名 \_\_\_\_\_

連絡先（自宅・勤務先・携帯電話）  
電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

委任者（申請者）の住所 \_\_\_\_\_

委任者（申請者）の氏名 \_\_\_\_\_





# 相手方(債権者)登録申出書【個人用】

人格区分  
【 〇 】

相手方(債権者)番号									
〇	〇								

記入前に裏面の注意事項をご確認ください。

(あて先) 姫路市長

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 住所(所在地) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 口座内容 <input type="checkbox"/> その他(              )		
住所(所在地)	(〒      -      )		
(フリガナ) 氏名			
電話番号	-      -		
電子メール			
受領方法	<input type="checkbox"/> 口座振替払 <input type="checkbox"/> 隔地払 <input type="checkbox"/> 窓口払		
振込口座	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> その他(              ) <input type="checkbox"/> 支店		支払方法が「口座振替払」の場合、記入してください。 「*」印はゆうちょ銀行の預金種別です。ゆうちょ銀行の口座を記入される場合は、裏面を参照してください。
金融機関コード(4桁) 支店コード(3桁)		預金種別	
口座番号 (右づめ)		<input type="checkbox"/> 1. 普通預金・通常(貯蓄)貯金* <input type="checkbox"/> 2. 当座預金・振替貯金* <input type="checkbox"/> 9. その他(              )	
(フリガナ) 口座名義人			

姫路市からの支払いを受ける相手方として登録を申し出ます。

年    月    日

住 所 (所在地)

氏 名

----- < 姫路市記入欄 > -----

担当部署名	
担当者名 (Tel)	(              )
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他(              )
確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他(              )

【人格区分】  
 1 登録業者    3 官公庁    4 個人  
 5 1以外の団体・その他    6 基金  
 7 1回限りの債権者  
 9 マイナンバー管理用(窓振分)  
 A 資金前渡(所属課用)

会計課	課長	係長	担当

<記入にあたっての注意事項>

- 1 相手方（債権者）登録とは、姫路市から支払を受けようとする際に、受領方法等をあらかじめ登録するものです。
- 2 「相手方（債権者）番号」欄は、変更又は廃止の申出の場合のみ、姫路市が指定する番号を記入してください。
- 3 該当する口欄に、チェックをしてください。
- 4 変更の申出の場合、変更のない箇所も含め全ての項目を記入してください。
- 5 廃止の申出の場合も全ての項目を記入してください。
- 6 ゆうちょ銀行の口座を記入される場合は、下記の読み替え方法に従って支店名・口座番号を記入してください。

〈通常（貯蓄）貯金の場合〉

- 支店名は、「記号」の2～3桁目に8を付けた数字（店番号）を漢数字にしたもの  
 ※ 振替貯金の場合は、9を付けた数字
- 口座番号は、「番号」（8桁に満たない場合は、前を0（ゼロ）埋めした8桁の数字）の下1桁を削除した数字 ⇒1～7桁目の数字  
 ※ 振替貯金の場合は、「番号（6桁）」の前に0を付けた数字

記号（5桁）				
1	2	3	4	0



8をつける

店番号（3桁）		
2	3	8
二三八店		

※漢数字にする

番号（8桁）							
1	2	3	4	5	6	7	8



下1桁削除

口座番号（7桁）						
1	2	3	4	5	6	7

備考

--

担当部署確認欄

記入例

相手方(債権者)登録申出書【個人用】

人格区分  
【 7 】

相手方(債権者)番号  
0 0 7 6 5 4 3 2 1 0

記入前に裏面の注意事項をご確認ください。

(あて先) 姫路市長

<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 住所(所在地) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 口座内容 <input type="checkbox"/> その他( )		
住所(所在地)	(〒 670 - 8501 ) 兵庫県姫路市安田四丁目1番地		
(フリガナ) 氏名	ヒメジ イチロウ 姫路 一郎		
電話番号	000-0000		
電子メール	000@△△.co.jp		
受領方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替払 <input type="checkbox"/> 隔地払 <input type="checkbox"/> 窓口払		
振込口座	<input checked="" type="checkbox"/> 姫路 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input checked="" type="checkbox"/> 姫路 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> 支店		
金融機関コード(4桁) 支店コード(3桁)	0 0 0 0 9 9 9	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 普通預金・通常(貯蓄)貯金* <input type="checkbox"/> 2. 当座預金・振替貯金* <input type="checkbox"/> 9. その他( )
口座番号 (右づめ)	1 2 3 4 5 6		
(フリガナ) 口座名義人	ヒメジ イチロウ 姫路 一郎		

支払方法が「口座振替払」の場合、記入してください。  
「\*」印はゆうちょ銀行の預金種別です。ゆうちょ銀行の口座を記入される場合は、裏面を参照してください。

姫路市からの支払いを受ける相手方として登録を申し出ます。

令和5年 〇月 〇日

住所(所在地) 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

氏名 姫路 一郎

< 姫路市記入欄 >

担当部署名	〇〇〇課
担当者名 (TEL)	〇〇 〇〇 (TEL 〇〇〇-〇〇〇〇)
受理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他( )
確認書類	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他( )

【人格区分】  
 1 登録業者    3 官公庁    4 個人  
 5 1以外の団体・その他    6 基金  
 7 1回限りの債権者  
 9 マイナンバー管理用(窓振分)  
 A 資金前渡(所属課用)

会計課	課長	係長	担当

<記入にあたっての注意事項>

- 1 相手方（債権者）登録とは、姫路市から支払を受けようとする際に、受領方法等をあらかじめ登録するものです。
- 2 「相手方（債権者）番号」欄は、変更又は廃止の申出の場合のみ、姫路市が指定する番号を記入してください。
- 3 該当する口欄に、チェックをしてください。
- 4 変更の申出の場合、変更のない箇所も含め全ての項目を記入してください。
- 5 廃止の申出の場合も全ての項目を記入してください。
- 6 ゆうちょ銀行の口座を記入される場合は、下記の読み替え方法に従って支店名・口座番号を記入してください。

〈通常（貯蓄）貯金の場合〉

- 支店名は、「記号」の2～3桁目に8を付けた数字（店番号）を漢数字にしたもの  
 ※ 振替貯金の場合は、9を付けた数字
- 口座番号は、「番号」（8桁に満たない場合は、前を0（ゼロ）埋めした8桁の数字）の下1桁を削除した数字 ⇒1～7桁目の数字  
 ※ 振替貯金の場合は、「番号（6桁）」の前に0を付けた数字

記号（5桁）				
1	2	3	4	0



8をつける

店番号（3桁）		
2	3	8
二三八店		

※漢数字にする

番号（8桁）							
1	2	3	4	5	6	7	8



下1桁削除

口座番号（7桁）						
1	2	3	4	5	6	7

備考

--

担当部署確認欄

姫路市 ○○○課 ××担当 ○○ ○○

**相手方(債権者)登録申出書【業者登録以外の団体用】**

人格区分  
【 〇 】

相手方(債権者)番号									
〇	〇								

(あて先) 姫路市長

記入前に裏面の注意事項をご確認ください。

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 住所(所在地) <input type="checkbox"/> 法人・団体名又は屋号・支店名 <input type="checkbox"/> 代表者名(職・氏名) <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 口座内容 <input type="checkbox"/> その他( )								
住所(所在地)	(〒 - )								
(フリガナ) 法人・団体名又は 屋号・支店名									
(フリガナ) 代表者名 (職・氏名)									
電話番号(代表)	- -								
受領方法	<input type="checkbox"/> 口座振替払 <input type="checkbox"/> 隔地払 <input type="checkbox"/> 窓口払	法人番号							
①通常払用口座	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 支店		支払方法が「口座振替払」の場合、記入してください。 「*」印はゆうちょ銀行の預金種別です。ゆうちょ銀行の口座を記入される場合は、裏面を参照してください。						
金融機関コード(4桁) 支店コード(3桁)									
口座番号(右づめ)									
(フリガナ) 口座名義人									
②前金払用口座	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 支店		委託契約等で前金払が生じる場合のみ、左に前金払の振替先口座を記入してください。						
金融機関コード(4桁) 支店コード(3桁)									
口座番号(右づめ)									
(フリガナ) 口座名義人									

姫路市からの支払いを受ける相手方として登録を申し出ます。 年 月 日 住所(所在地) 法人名等 代表者の職・氏名			
		会社・団体印	代表者印
記入者氏名	(連絡先電話番号: ) (電子メール: )		

----- < 姫路市記入欄 > -----

- 【人格区分】
- 1 登録業者    3 官公庁    4 個人
  - 5 1以外の団体・その他    6 基金
  - 7 1回限りの債権者
  - 9 マイナンバー管理用(窓振分)
  - A 資金前渡(所属課用)

担当部署名	
担当者名(印)	( )
受理方法	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他( )

会計課	課長	係長	担当



■経費等の変更を行う場合

①申請書

- 様式第5号 変更等承認申請書

事前に、**住宅課**担当者と協議を行い、必要に応じて申請を行って下さい。

変更





## 変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住 所

氏 名 (名称及び代表者名)

連絡先

姫路市老朽空家対策補助金交付要綱第 8 条第 1 の規定により、下記のとおり申請  
します。

記

申請の区分	自治会型 ・ 個人 (老朽危険) 型 ・ 個人 (建替え) 型
建物の所在地	姫路市
交付決定	第 年 月 日 号
変更理由	
変更内容	



申請者用チェックリスト

■補助申請を取りやめる場合

①申請書

様式第7号 補助対象工事中止届

事前に、住宅課担当者と協議行った上で届出を行ってください。

取止



## 補助対象工事中止届

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住 所

氏 名 (名称及び代表者名)

連絡先

姫路市老朽空家対策補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

申請の区分	自治会型・個人(老朽危険)型・個人(建替え)型
建物の所在地	姫路市
交付決定	第 年 月 日
中止の理由	



■ 工事完了届

**届出期限：工事完了後 30 日又は申請年度の 1 月 31 日のいずれか早い日まで**

① 申請書

様式第 8 号 補助対象工事完了届

	申請書 記入欄	備考
<input type="checkbox"/>	日付	・市役所に書類を提出する日を記入。
<input type="checkbox"/>	申請者 住所 氏名	・申請者は、連名とすることは不可。どなたか代表の方を申請者として記入。
<input type="checkbox"/>	申請の区分	・当てはまるものを○で囲むこと。
<input type="checkbox"/>	建物の所在地	・空き家の住所を記入。(補助金申請書と一致させること)
<input type="checkbox"/>	工事完了日	・現地における解体・撤去作業が完了した日
<input type="checkbox"/>	交付決定	・「補助金交付可否決定通知書」の交付番号・年月日を記入。

② 添付書類

<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所、発注者名と工事施工者が、交付申請時と整合していること</li> <li>・<u>交付決定通知日より後に、工事着手する必要があるため、工事請負契約書の日付に注意すること</u></li> <li>・見積書と請負金額の変更がある場合は、変更手続きが必要</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	工事完了写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体撤去工事の完了が確認できる写真（整地後）</li> <li>※工事着手前、完了後を同一方向から撮影</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	工事代金領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額が工事請負契約書と整合していること</li> <li>・工事場所、発注者名と工事施工者が、交付申請時と整合していること</li> <li>・申請書の「工事完了日」以降の日付であること。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	廃棄物に関する処分証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体床面積が 80 m<sup>2</sup>以上の場合は、「建設資材廃棄物引渡完了報告書」の写し（姫路市産業廃棄物対策課の受領印が押印されたもの）、それ以外は、廃棄物の種類ごとのマニフェスト B2 票の写し</li> <li>・報告者又はマニフェストの排出事業者は、工事施工者（請負業者）が記載されていること。</li> <li>・工事場所、工事名が交付申請時と整合していること。</li> <li>・廃棄物処分にかかる積載量は過積載とならないように注意すること</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	その他、必要書類	・協議による





## 補助対象工事完了届

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住所

氏名

姫路市老朽空家対策補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

### 記

申請の区分	自治会型 ・ 個人 (老朽危険) 型 ・ 個人 (建替え) 型
建物の所在地	姫路市
工事完了日	年 月 日 完了
交付決定	第 年 月 日 号
関係書類等	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事完了写真 <input type="checkbox"/> 工事代金領収書の写し <input type="checkbox"/> 廃棄物に関する処分証明書の写し <input type="checkbox"/> 跡地に新築する住宅等の工事請負契約書の写し (個人 (建替え) 型のみ) <input type="checkbox"/> その他必要書類



申請者用チェックリスト

■補助金の請求



①申請書

様式第10号 補助金交付請求書

	申請書 記入欄	備考
<input type="checkbox"/>	日付	・市役所に書類を提出する日を記入。
<input type="checkbox"/>	申請者 住所 氏名 連絡先	・申請者は、連名とすることは不可。どなたか代表の方を申請者として記入。 ・連絡先は、電話番号を記入。
<input type="checkbox"/>	申請の区分	・当てはまるものを○で囲むこと。
<input type="checkbox"/>	建物の所在地	・空き家の住所を記入。(補助金申請書と一致させること)
<input type="checkbox"/>	請求金額	・補助金の交付決定額を記入。



## 補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住 所

氏 名 (名称及び代表者名)

連絡先

姫路市老朽空家対策補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

### 記

申請の区分	自治会型 ・ 個人 (老朽危険) 型 ・ 個人 (建替え) 型
建物の所在地	姫路市
請求金額	円
関係書類等	<input type="checkbox"/> 補助金交付可否決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 補助金交付額確定通知書の写し

